

**1 11月30日付けの追加指定（12月2日午前0時以降適用開始）****検疫所の宿泊施設での待機期間の変更**

- (1) 10日間待機 → 10日間待機+再入国原則拒否：アンゴラ※、エスワティニ、ザンビア、ジンバブエ、ナミビア、ボツワナ、マラウイ、南アフリカ共和国、モザンビーク※、レソト
- (2) 待機なし → 3日間待機：スウェーデン、スペイン、ナイジェリア、ポルトガル

**2 水際強化措置に係る指定国・地域一覧（12月2日午前0時以降適用開始）**

- (1) 検疫所の宿泊施設での10日間待機(退所後、入国後14日目まで自宅等待機)措置の対象国・地域（10か国）  
アンゴラ※、エスワティニ、ザンビア、ジンバブエ、ナミビア、ボツワナ、マラウイ、南アフリカ共和国、モザンビーク※、レソト
- (2) 検疫所の宿泊施設での6日間待機(退所後、入国後14日目まで自宅等待機)措置の対象国・地域（7か国）  
イスラエル、イタリア、英国、オランダ、トリニダード・トバゴ、ベネズエラ、ペルー
- (3) 検疫所の宿泊施設での3日間待機(退所後、入国後14日目まで自宅等待機)措置の対象国・地域（31か国・地域）  
アルゼンチン、ウクライナ、ウズベキスタン、エクアドル、オーストラリア、オーストリア、カナダ(オンタリオ州)、ケニア、コスタリカ、コロンビア、スウェーデン、スペイン、スリナム、チェコ、デンマーク、ドイツ、ドミニカ共和国、トルコ、ナイジェリア、ネパール、ハイチ、パキスタン、フィリピン、ブラジル、フランス、ベルギー、ポルトガル、香港、モロッコ、モンゴル、ロシア(沿海地方、モスクワ市)

※下線付きの国・地域は、オミクロン株に対する指定国・地域（計27）。

※赤字は、外国人の再入国原則拒否対象国。

※アンゴラ及びモザンビークに関しては、必要な手続きを終え次第、可及的速やかに再入国原則拒否の対象とする。